



神崎町公告第26号

町道毛成堀籠線毛成橋架け替え工事（下部工）の制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次の通り実施する。

令和7年10月21日

神崎町長 椿 等



1 一般競争入札に付する事項

- 1) 工事名 町道毛成堀籠線毛成橋架け替え工事（下部工）
- 2) 工事を施工する場所 香取郡神崎町毛成地先
- 3) 工事期限 令和8年5月29日限り
- 4) 工事の概要
 - 4)-1 地域地区
都市計画区域外
防火地域指定無し
 - 4)-2 用途
町道毛成堀籠線毛成橋架け替えのため
 - 4)-3 工事延長
L = 22.9 m
 - 4)-4 主な工事
橋梁下部工
橋台斜体工 2箇所、既製杭工 16本、法覆護岸工A = 262m²
構造物撤去工 一式

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 神崎町建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、土木一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、神崎町又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の公告日から本工事の入札の日までの間、受けていない者であること。
- (2) 有効な経営事項審査の土木一式工事の総合評点が900点以上の者であること。
- (3) 神崎町建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、千葉県内に建設業法に基づく許可を得た本店又は支店若しくは営業所がある者であること。
- (4) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する技術者を当該工事に専任で配置できる者。
- (5) 過去15年間に、本工事と同種の工事を元請として施工した実績のあること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内手形、小切手を不渡りした者。

イ 会社更生法の適用を申請している者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者は、入札に参加できないものとする。

(7) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア この工事に係る設計業務等の受託者

商 号 京葉測量株式会社

所在地 千葉県習志野市茜浜 3 丁目 4 番 6 号

イ 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者

(ア) 当該受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 入札の場所及び日時

(1) 場所 神崎町役場 3 階 大会議室

(2) 日時 令和 7 年 1 1 月 2 6 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

郵便及び電報による入札は認めないので、当該日時に当該場所に集合すること。

4 入札参加資格の確認等

本工事の入札参加を希望する者は、別に配布する制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

期間 令和 7 年 1 0 月 2 1 日 (火) から令和 7 年 1 1 月 6 日 (木) まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

時間 午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く)

場所 神崎町役場 総務課 管財係 電話 0478(72)2111

提出部数 2 部 (返信用封筒を添付すること)

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和 7 年 1 1 月 1 4 日 (金) までに書面により通知する。

(3) 本工事の参加申請をしたうえで参加資格がないとされた者は、その理由について、令和 7 年 1 1 月 2 1 日 (金) までに、書面により神崎町長に説明を求めることができる。理由は、説明を求められた日から 3 日以内(土曜日、日曜日を除く。)に書面で回答する。

5 設計図書等の縦覧

(1) 設計図書等の閲覧

本公告に示した入札案件に係る仕様書等及び契約条項(以下「設計図書等」という。)の閲覧は、電子調達システム内入札情報サービス(工事・測量等)に掲載して行う。

設計図書等の閲覧期間は、次のとおりとする。

期 間 令和 7 年 1 0 月 2 1 日 (火) から令和 7 年 1 1 月 6 日 (木) まで

(2) 設計図書等の配布

電子調達システム内入札情報サービス（工事・測量等）からダウンロードすること。なお、ダウンロードが困難な場合は、設計図書等をＣＤ－Ｒで配布する。希望者は未記入のＣＤ－Ｒを持参し、入力済みＣＤ－Ｒと交換する。事前に担当課「まちづくり課 建設係」に電話で申し込むこと。

ア) 申込期間 設計図書等の閲覧の期間に同じ

イ) 引渡し時 期間：令和７年１０月２１日（火）から令和７年１１月６日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

時間：午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）

ウ) 申込先及び引渡し場所 神崎町役場 まちづくり課 建設係 0478(72)2114

(3) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、メールで提出し、電話連絡すること。

提出日 令和７年１０月３０日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

時 間 期間内の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）

提出先 まちづくり課 建設係

電話番号：0478（72）2114 メール：kensetsu@town.kozaki.chiba.jp

※電話のみによる質問は一切受け付けない。

質問に対する回答は、令和７年１１月４日（火）までにメールで行う。

6 入札保証金

(1) 免除とする。

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（消費税抜きの金額で入札を行う。）

8 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、誓約書及び委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。

(3) 入札者が代理人である場合においても、誓約書及び入札書には、代表者印を押すこと。

(4) 代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。

なお、委任状は代理人の印では修正できない。

(5) 年間委任状が提出されている場合は、その写しを提出すること。

- (6) 当該工事の入札参加資格確認結果通知の写しを提出すること。
- (7) 予定価格と入札書の金額の差が大きい場合には、入札後、見積書を受けない場合がある。
- (8) 入札参加資格確認結果通知書を受けた後、入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
- (9) 本工事の入札は、最低制限価格を設けているので、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- (10) 入札回数は、3回を限度とする。3回目の入札で最低価格が予定価格を上回った場合は、最低価格を入札した者と契約について協議するものとする。

9 工事費内訳書の添付

- (1) 第1回の入札に際し、工事費内訳書を添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意であるが、原則として縦覧用又は配布用設計図書等の各項目に数量・単価・金額等内訳金額を明示し、工事費内訳書としての内容を備えていること。
 - ア 記載を要する項目については、内訳細別（新土木工事積算体系の工事工種体系における細別）まで
- (3) 以下に該当する場合は、入札を無効とする。
 - ア 工事費内訳書を添付しない場合
 - イ 工事費内訳書に工事費積算に必要な上記(2)アの項目、数量、単価及び金額等を工事内訳書として内容が明示されていない場合
 - ウ 提出された工事費内訳書の記載内容が、他の入札参加者から提示された工事費内訳書と同一である場合
 - エ 設計図書等を入札参加業者間で貸借した場合や設計図書等のコピー等を授受した場合
 - オ その他、工事費内訳書の記載内容及び工事費積算に必要な資料の入手方法について、疑義を生じた場合

10 入札の執行

資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1人であった場合でも、入札を執行する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

12 配置予定技術者の確認

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、資格確認資料と併せ、「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」（様式については、千葉県県土整備部 建設・不動産課ホームページからダウンロードする。）を提出すること。

また、配置予定技術者を複数提出する場合は、技術者ごとに提出すること。

- (2) 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合で発注者がやむを得ないと認め、適正な工事に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

13 契約締結時期

落札者決定後、10日以内に仮契約を締結しなければならない。

当該仮契約は、神崎町議会の可決があつたとき、本契約として効力を生ずる。

14 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。
なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (4) 工期は、事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、設計図書等を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (6) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

15 問い合わせ先

神崎町役場 総務課 管財係 電話 0478(72)2111